

## 平成30年度一般廃棄物処理実施計画

### 1 ごみの排出の状況

#### (1) 計画区域

敦賀市全域とする。

#### (2) ごみの発生量見込み

区 分	発 生 量	合 計	
家庭系及び 事業系ごみ	燃やせるごみ	18,370 t	24,780 t
	資源ごみ	1,180 t	
	ビン	500 t	
	ペットボトル	140 t	
	小型複合ごみ	100 t	
	水銀含有ごみ	30 t	
	粗大ごみ	2,200 t	
	埋立ごみ	260 t	
	古紙類（ステーション回収）	510 t	
	古紙類（集団回収）	930 t	
	古紙類（自己搬入又は申込み制戸別収集方式（以下「戸別収集」という。）	280 t	
	魚腸骨	280 t	
し 尿	生し尿	3,480 k l	17,400 k l
	浄化槽汚泥	13,920 k l	

## 2 ごみの排出抑制及び資源化

### (1) ごみの排出抑制の方策

施 策	内 容
啓発・環境学習の充実	市民及び事業者のごみに対する意識啓発のための学習会（出前講座）を開催するとともに、広報紙、ホームページ等の各種媒体を活用した、広報及び啓発を実施する。 小学生の施設見学受入れ及びごみに関する壁新聞コンクールを実施する。
マイバッグ持参の推進	レジ袋の削減に向けた取組に関する協定（平成23年4月1日締結）に基づき、事業者及び市民団体と協働してマイバッグ持参を呼びかけ、レジ袋の削減を図る。

### (2) 資源化の方法及び量

#### ア 排出前の資源化量

区 分	内 容	資源化量
集団回収	地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励補助金を交付する。	930 t

#### イ 排出（収集）後の資源化量

区 分	内 容	資源化量	
リサイクル展の開催	ごみとして排出された家具等で、再利用可能なものを希望者に提供する。	—	
金属類回収	粗大ごみ及び小型複合ごみを破砕選別し、鉄類を回収し、資源回収業者に引き渡す。	490 t	
資源物収集	資源ごみを選別した後、圧縮し、又はカレット化し、資源回収業者に引き渡す。	スチール	130 t
		アルミ	120 t
		プラ燃料	170 t
	圧縮後、資源回収業者に引き渡す。	ペットボトル	120 t
	資源回収業者に引き渡す。	ビン	500 t
	古紙類（ステーション回収）	510 t	
	古紙類（自己搬入又は戸別収集）	280 t	
小型家電	小型家電を選別し、市内の工場で資源化物を回収する。	30 t	
小型二次電池	小型二次電池再資源化推進センターで資源化する。	0.2 t	
水銀含有ごみ	野村興産イトムカ鉱業所で資源化する。	30 t	

### 3 ごみの種類、分別区分等

#### (1) 市が処理するごみ

区 分		種 類
9 分 別	燃やせるごみ	生ごみ、紙・衣類、ゴム・皮革類等（大きさ 60cm 以内） 木屑類等（長さ 30cm、厚さ 3cm 以内）
	資源ごみ	金属類、プラスチック類等（25cm 以内）
	ビン（透明・色付の2分類）	食品用空ビン、清涼飲料水空ビン等
	ペットボトル	ペットボトル容器
	小型複合ごみ	小型電気製品（注1）、木製品、籐製品等
	水銀含有ごみ	蛍光管、乾電池、鏡、水銀体温計等
	粗大ごみ	電気製品（注2）、家具、寝具、敷物類等
	埋立ごみ	せともの、再生できない空ビン、ガラス類、電球等
	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ

注1：特定家庭用機器再商品化法（平成16年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（以下「家電リサイクル法対象品」という。）及びパーソナルコンピュータを除いた電気機械器具であって市指定ごみ袋に入るものをいう。

注2：小型電気製品、家電リサイクル法対象品及びパーソナルコンピュータを除いた電気機械器具をいう。

#### (2) 市指定ごみ袋の区分

区 分		規格(mm)	材質	色
家 庭 系	燃やせるごみ	800×650×0.03	低密度ポリエチレン	赤色透明
		600×500×0.03		
	資源ごみ ペットボトル	800×650×0.03	低密度ポリエチレン	無色透明
		600×500×0.03		
小型複合ごみ	800×650×0.05	低密度ポリエチレン	青色透明	
事 業 系	燃やせるごみ	1,000×900×0.05	低密度ポリエチレン	緑色透明
		800×650×0.05		
	資源ごみ ペットボトル	1,000×900×0.05	低密度ポリエチレン	黄色透明
		800×650×0.05		

#### 4 ごみの処理主体及び処理方法

##### (1) 家庭系ごみ

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	委託 排出者	市 (敦賀市清掃センター)	焼却	市	埋立
資源ごみ			選別・減容 一部焼却	民間業者 市	資源化 埋立
ビン		委託	選別	民間業者	資源化
ペットボトル			圧縮	指定法人	資源化
小型複合ごみ		市 (敦賀市清掃センター)	破砕後資源物回収、 一部焼却	市	埋立
粗大ごみ				民間業者 市	資源化 埋立
		委託		民間業者	資源化
水銀含有ごみ		委託	水銀回収	委託	資源化
埋立ごみ		—	—	市	埋立
古紙類		委託	選別、圧縮梱包	民間業者	資源化

委託：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第6項の規定による委託を受けた者

家庭系ごみは、9分別収集により、減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては、市指定ごみ袋（家庭系）による排出の厳守及び分別区分への適正排出の徹底などにより、いっそうの適正処理に努める。

(2) 事業系ごみ

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可    排出者	市 (敦賀市清掃センター) 委託	焼却	市	埋立
資源ごみ			選別・減容	民間業者	資源化
			一部焼却	市	埋立
ビン			選別	民間業者	資源化
ペットボトル		圧縮	指定法人	資源化	
粗大ごみ		市 (敦賀市清掃センター) 委託	破砕後資源物回収、 一部焼却	市	埋立
水銀含有ごみ		委託	水銀回収	委託	資源化
埋立ごみ		—	—	市	埋立
魚腸骨	化製場	飼料、肥料化	化製場	資源化	

委託：法第6条の2第6項の規定による委託を受けた者

許可：法第7条第1項の許可を受けた者

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者等を活用して、積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合は、排出者が自ら運搬又は市指定ごみ袋（事業系）による排出を厳守の上、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して、敦賀市清掃センター又は処理業者で処理するものとする。

なお、魚腸骨については、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に排出者が委託して、収集運搬及び処理（資源化）するものとする。

(3) し尿

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可	市 (敦賀市衛生処理場)	夾雑物除去・希釈	市 (天筒浄化センター)	下水道放流

許可：法第7条第1項の許可及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けた者

5 ごみの処理計画

(1) 収集運搬計画

ア 収集運搬する家庭系ごみの量、収集回数及び方式

区 分	搬入量 (t)	収集回数	収 集 方 式
燃やせるごみ	11,570	週2回	ステーション方式 (市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
資源ごみ	930	週1回	ステーション方式 (市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
ビン	400	月1回	ステーション方式 (コンテナ)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
ペットボトル	90	週1回	ステーション方式 (市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
小型複合ごみ	100	年6回	ステーション方式 (市指定袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
水銀含有ごみ 粗大ごみ	2,060	年6回	ステーション方式 (透明袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
埋立ごみ	230	年6回	ステーション方式 (丈夫な袋)
		必要のつど	戸別収集又は自己搬入
古紙類	510	月1回	ステーション方式
	930	必要のつど	町内会等の登録団体が収集、民間業者へ運搬
	180	必要のつど	戸別収集又は自己搬入
計	17,000		

イ 収集運搬する事業系ごみの量、収集回数及び方式

区 分	搬入量 (t)	収集回数	収 集 方 式
燃やせるごみ	6,800	週1回以上	許可業者による事業所別収集方式 (市指定袋)
		必要のつど	自己搬入
資源ごみ	250	2週1回以上	許可業者による事業所別収集方式 (市指定袋)
		必要のつど	自己搬入
ビン	100	2週1回以上	許可業者による事業所別収集方式 (コンテナ等)
		必要のつど	自己搬入
ペットボトル	50	2週1回以上	許可業者による事業所別収集方式 (市指定袋)

		必要のつど	自己搬入
水銀含有ごみ 粗大ごみ	170	必要のつど	許可業者による事業所別収集 方式又は自己搬入
埋立ごみ	30	必要のつど	
古紙類	100	必要のつど	自己搬入
魚腸骨	280	週 5~6 回	許可事業者による事業所別収 集方式
計	7,780		

ウ 収集運搬するし尿の量、収集回数及び方式

区 分		収集量 (kl)	収集回数	収 集 方 式
し 尿	生し尿	3,480	必要のつど	戸別収集
	浄化槽汚泥	13,920		

エ 収集しないごみ及び処理方法

品 目	処 理 方 法
家電リサイクル法対象品 (ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ 式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及 び衣類乾燥機)	販売店に依頼する。 郵便局で料金を支払い後、指定引取場所へ 自ら又は許可業者により運搬する。
パーソナルコンピュータ (その表示装置であってブラウン管式又は液晶式 のものを含む。)	製造メーカーに申し込む。
危険物 (プロパンガスボンベ、薬品、揮発油等)	販売店に依頼する。
消火器	特定窓口 (販売店) へ持ち込む。
医療系廃棄物 (注射針及び注射器)	通院中の病院等へ返却する。
自動車タイヤ及びバッテリー	販売店、ガソリンスタンド等に依頼する。
オートバイ、農機具等	販売店、自動車解体業者等に依頼する。

家電リサイクル法対象品は、排出者が、購入した小売業者若しくは買  
い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼し、自  
ら製造メーカー指定引取場所へ搬入し、又は市が許可した一般廃棄物収  
集運搬許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼し、資源化を図るも  
のとする。

家電リサイクル法対象品の指定引取場所

(有)中村総合解体	敦賀市木崎 77号3番地の1
-----------	----------------

### 消火器リサイクルの特定窓口

暁産業(株) 敦賀営業所	敦賀市清水町1丁目15番1号
(株)秋田船具店	敦賀市蓬萊町6番15号
(株)西浦石油店	敦賀市蓬萊町16番20号
(株)創電	敦賀市若葉町3丁目1711番地
大和電建(株) 敦賀支店	敦賀市苜生野80号14番地の20
(株)ほくつう 敦賀営業所	敦賀市中央町2丁目16番22号

### オ その他の方法で処理（資源化）するごみ

種類	剪定枝、伐採木等
発生主体	排出者
収集運搬主体	排出者の自己搬入
処理主体	敦賀木炭生産協同組合
処理を行う地域	福井県敦賀市長谷59号谷田3番
処理方法	堆肥化・緑化の資材化・木炭化処理
対象量	430t

## (2) 中間処理計画

### ア 焼却施設の概要

処理主体	敦賀市
施設名	敦賀市清掃センター
所在地	敦賀市櫛川88号1番2
炉形式	准連続流動床式焼却炉
処理能力	100t/日 (50t/16h×2炉)
年間稼働日数	300日
年間処理量	23,060t



## イ 資源化・減容化施設の概要

処理主体	敦賀市	
施設名	敦賀市清掃センター	
所在地	敦賀市櫛川88号1番2	
施設の名称	資源ごみ選別設備	粗大ごみ処理設備
処理方法	手選別、磁選別	破碎
処理能力	20 t / 5 h	10 t / 5 h
年間稼働日数	250日	250日
年間処理量	1,180 t	2,200 t
施設の名称	水銀含有ごみ処理設備	プラスチック減容設備
処理方法	ドラム缶詰	減容化
処理能力	1,000本 / h	0.5 t / h
年間稼働日数	100日	250日
年間処理量	30 t	170 t
施設の名称	ペットボトル圧縮設備	
処理方法	圧縮減容	
処理能力	0.3 t / h	
年間稼働日数	240日	
年間処理量	140 t	

## ウ し尿処理施設の概要

処理主体	敦賀市
施設名	敦賀市衛生処理場（クリーンピア）
所在地	敦賀市昭和町1丁目4番19号
処理方式	夾雑物除去・希釈 → 下水道放流
処理能力	70 k l / 日
年間稼働日数	245日
年間処理量	17,400 k l

## (3) 最終処分計画

処理主体	敦賀市
施設名	赤崎最終処分場
所在地	敦賀市赤崎32号3番2
埋立物	不燃性廃棄物・燃えがら
埋立面積	6,150 m <sup>2</sup>
埋立容量	50,000 m <sup>3</sup>
残余年数	約4年（平成19年4月供用開始）
埋立方式	サンドイッチ方式・セル方式